## 除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止対策

資料4

除染等業務に従事する労働者の放射線被ばくの防止のため、放射性物質汚染対処特措法の施行に合わせて、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(以下「除染電離則」。)を平成24年1月1日に施行した。

除染電離則では、①除染等業務従事者の被ばく線量を5年間で100mSvかつ1年間で50mSv以下とすること(原発等の放射線業務の被ばくと合算)、②適切な線量管理\*と結果の記録・保存、③事前調査の実施と作業計画の策定、④汚染防止のための措置と汚染検査、⑤必要な保護具、⑥特別の教育、⑦健康診断、などについて規定している。

また、事業者が講ずることが望ましい事項を一体的に示した除染等業務ガイドラインを定めた。 (ガイドラインは、除染電離則適用対象外の住民やボランティア、自営業者の方々も活用できる。)

## \*【除染等業務従事者の線量管理】

- ① 業として除染等業務を行う方については、 右図の(A)と(B)を合算して、職業被ばく限度 (5年100mSvかつ1年50mSv)を超えない 管理をする。
- ② ボランティアの方々等は、2.5µSv/h以下の場所で年数十回程度を上回らない回数 (実効線量が年1mSvを十分に下回る範囲、これ以上は、業として作業を行うとみなせるレベル)で作業(右図の(C))する。

空間線量 (μSv/h)

2.5µSv/h 週40時間 52週換算で 年間5mSv

0.23µSv/h 24h換算で 年間1mSv

## 個人線量管理を義務付ける(A) (作業による線量が5~50mSv/年)

- ①個人線量計で外部被ばくを測定
- ②粉じんの発生度合いや、土壌のセシウム濃度 に応じて、内部被ばく測定
  - ※概ね、計画的避難区域・警戒区域の内側

線量管理は 不要(C) 簡易な線量管理(B)

(作業による線量が1~5mSv/年)

※代表者が測定するなど簡易な 線量管理で可

年数十回(日)程度

作業頻度(回(日))

## 新たな避難指示区域での復旧・復興作業の放射線障害防止対策

原子力災害対策本部と復興庁は、4月1日から、東電福島第一原発周辺の避難指示区域(警戒区域と計画的避難区域)を①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域の3区分に改め始めた。

「避難指示解除準備区域」は、<u>①除染等業務以外の生活基盤の復旧、②製造業等の事業再開、③病院</u>、福祉施設等の再開準備、④営農・営林の再開、⑤付随する運輸作業等が可能になる。

